

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

2020年1月6日

準備書面(8)

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

原告ら代理人弁護士 海 渡 雄
同 弁護士 只 野 靖
同 弁護士 海 渡 双 葉



本件の境川金森調節池建設工事が、原告らの人格権を侵害する違法なものであることについて、訴状第6を敷衍して、主張を整理する。

1 原告ら周辺住民は、生命、自由及び幸福追求に対する権利並びに健康で文化的な生活を営む権利を保障されており、民事上も、生命、身体、健康のみならず、快適でより良好な住環境を求める権利としての人格権を有している。かかる人格権が侵害され、又は将来侵害される蓋然性のある者は、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずる侵害を予防するために、当該行為の差止めを求めることができる。

2 そして、その違法性の有無を判断するに当たっては、一般的に、

- ① 被害の性質と内容
- ② 加害行為の内容(社会的有用性・公共性を含む)
- ③ 加害行為の行政的基準の遵守状況
- ④ 被害防除・軽減措置の状況

などが、総合的に比較考量される。

その上で、受認限度を超えるような加害行為が違法と評価される(最高裁昭和5

6年12月16日大阪国際空港事件、最高裁平成7年7月7日国道43号線事件)。

3 原告らの被害の性質とその内容

- (1) 原告らは、境川金森調節池建設工事現場である西田スポーツ広場近辺に居住・生活・勤務しているものであり、同工事が約10年に渡る大規模工事であり、大型の工事車両の通行頻度が格段に増加することから、交通事故により生命・身体の安全が脅かされている。また、住環境が悪化し、資産価値も下落している。
- (2) また、原告らは、全員、西田スポーツ広場を利用してきた者であるが、すでに西田スポーツ広場が閉鎖されたことにより、スポーツや地域の行事の開催ができなくなったという点で、実害が生じている。西田スポーツ広場を利用してきた少年野球チームやサッカーチームは、代替地を確保できず、すでに多くのチームが解散せざるを得ない状況に追い込まれている。
- (3) その他、原告らの被害の性質と内容については、準備書面(1)、同(2)及び同(6)で述べたとおりである。

4 加害行為の内容(社会的有用性・公共性を含む)

原告らは、境川金森調節池には、必要性及び公共性が欠如していることについて、訴状第4において、

- (1) 境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること
- (2) 他に有効な代替手段があること
- (3) 地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならぬこと

をあげた。

これに加えて、準備書面(4)においては、

- (4) 「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と被告が主張するのに対して(被告準備書面(1)12頁)、この計画では、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する。すなわち、この場合、境川金森調節池が設置されることによって(正確には、境川金森調節池が設

置され、上流部の河床掘削がされることによって)、原告らの水害の危険性が、現在よりも増大する結果を招く。

ことを主張した。

上記の各点については、今回、治水工事や河川行政の専門家である石崎勝義氏(建設省土木研究所元次長)の意見書(甲67)がすべて裏付けている。

5 加害行為の行政的基準の遵守状況について

- (1) 原告らは、上記に加えて、被告が、河川工事を行う上で遵守すべき行政的基準を遵守していない点について、主張を補充する。
- (2) 境川は、河川法上の二級河川であり、河川法の適用を受ける。河川法は、河川整備に関して、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を義務づけている。被告は、境川金森調節池の建設について、河川法に基づく河川整備計画(甲1)に位置づけられていることを主張している(被告準備書面(1)3頁以下、同準備書面(8)6頁以下)。
- (3) その一方で、境川は、平成26年(2014年)6月1日に、特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けた(甲68)。よって、被告が境川の河川工事を行う場合には、同法に基づく行政的基準も遵守しなければならない。
- (4) 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部の河川流域における新たなスキームによる一体的な浸水被害対策が必要だということで、河川法とは別に、平成15年(2003年)に成立した法律である。同法は、洪水被害を防ぐためには、河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に基づく河川工事だけでは、都市部における浸水被害を防ぐことができない、という基本的な認識のもと、流域全体で一体的な浸水被害対策に取り組むことを求めている。そこで、同法第4条では、流域での浸水想定区域の指定や、雨水貯留浸透施設設置の義務付け、などを内容とする、総合的な浸水被害対策のための、「流域水害対策計画」の策定が義務付けられている。
- (5) この流域水害対策計画では、
 - ① 特定都市河川の整備に関する事項
 - ② 特定都市下水道の整備に関する事項

- ③ 特定都市河川流域において河川管理者および下水道管理者以外のものが行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留または地下への浸透に関する事項

の3点を定めなければならない。

このように、流域水害対策計画の策定が求められているのは、縦割り行政のもとでそれぞれが水害対策を個別に行うのではなく、浸水被害を防止・軽減するという目的の達成のために、費用対効果が最大となるように、統一的な計画のもとに水害対策を行うことが求められているからである。

- (6) 境川は、2014年6月に特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けた(甲68)。この指定から、すでに5年半が経過している。しかし、境川について流域水害対策計画の策定は、なされていない。多くの河川については、指定後約2年で流域水害対策計画が策定されている例が多い(甲69)。法には、計画策定の期限までは定められていないが、少なくとも、総予算二百億円以上の大事業を計画するのであれば、流域水害対策計画を策定し、他の総合治水対策との総合的な考慮のもとに、この境川金森調節池の建設の必要性、対策としての相当性が全面的に見直されるべきであった。このように、境川金森調節池の建設を行うとすれば、その前に河川法だけではなく、特定都市河川浸水被害対策法の要求を満たす必要があり、流域水害対策計画の①の特定都市河川の整備に関する事項の中にこの計画を位置付けて、その必要性があらためて検討されるべきであった。
- (7) よって、流域水害対策計画が未策定の状況で、流域水害対策計画の中に位置づけられない境川金森調節池の建設は、特定都市河川浸水被害対策法に明らかに違反している。

6 被害防除・軽減措置が欠落していること

境川金森調節池建設工事に伴う原告らの権利・利益の侵害に対して、被告の被害防除・軽減措置は、全く欠落ないし著しく不十分である。

- (1) まず、被告は、当初は、境川金森調節池建設工事を2期に分けて、西田スポーツ広場の半分について利用を継続できるような計画を示していた。原告らは、2期に分けたとしても、同工事を許容するものではないが、西田スポーツ広場の半分について利用を継続できるような工事方法が採用されれば、原告らの被害は軽

減された。しかし、被告は、一方的に、これを取りやめた。

(2) 被告は、西田スポーツ広場の代替地を確保する努力を全く行っていない。

(3) 被告は、境川金森調節池建設工事について、被害の防止に関する措置として、パイプコンベアによる土砂搬出という方法を取り入れているが、コンクリート打設工事においては、大型の工事車両の通行を無くすか、あるいはできる限り低減する工事方法を追求する努力も行っておらず、あるいは、全く不十分である（コンクリート打設工事において、生コン車で運送するのではなく、現場で生コンを製造するプラントを作ることによって、大型車の通行は激減させることができる）。

7 差し止めの必要性

原告らが被る損害・不利益は、損害賠償請求では填補することができない。

本件周辺地域は、境川を底として、すり鉢状を成しており、このような地形からすれば、境川の洪水被害により、住民の生命・身体に被害が生ずる危険性は低い。

他方で、本件工事では、多数の工事車両が、平穏な住宅街の中を通行することとなっており、こぼと保育園を利用する園児や、登下校をする小中学生などを含む周辺住民が交通事故に遭う危険性は極めて高い。しかも、一般車両と異なり、工事車両は大型であり、交通事故が生じたときには、被害者が死亡ないし重傷となる可能性が高いのである。このような重大な被害の発生を未然に食い止めるためには、本件工事を差し止めるほかない。

以上のとおり、本件工事によって原告ら周辺住民が被る権利侵害、損害、不利益は、損害賠償請求では填補することができないため、工事の差し止めをする必要性が高いものである。

8 結論

以上のとおり、境川金森調節池建設工事は、原告らの権利・利益を侵害し、受認限度を超えるものであるから、原告らの人格権と民法709条に基づき、本件工事は差し止なければならない。

以上